

平成28年度第6回佐久市総合計画審議会第2部会 議事録

日 時：平成28年11月21日（月）

10:00～11:00

場 所：佐久市役所6階 602会議室

【出席者】相馬部会長、石山副部会長、桃井委員、土屋厚子委員、  
佐藤千恵子委員、武重委員、佐藤和夫委員、中島委員 以上8名

【事務局】佐藤企画課長、羽毛田係長（土地調整係長）、中村

1 開会

2 部会長挨拶

3 議 事

(1) 第二次国土利用計画（佐久市計画）素案について

・事務局より説明（資料1～3）

質問・意見

(委員)	資料3の道路の数字について、H25に急激に減少しているのはなぜでしょうか。
(事務局)	H25から集計方法が変更になり、今まで累積を手作業で計算していたものが、GISを利用したものになりました。このため、より正確な数値となっています。なお、計測方法の変更によるものであるため、面積の実態に変更があったわけではありません。
(委員)	活断層が発見されていないとの表現がありますが、発見される可能性があるということでしょうか。
(事務局)	現在報告がないことからこのような表現としております。今後の可能性については全く無いとは言い切れません。
(委員)	国・県のレベルの話かと思われませんが、中央構造線については市では検証を行わないのでしょうか。
(事務局)	市では国の報告書を利用しています。検証については学術的な内容であり、市では難しい内容となります。
(委員)	大学と提携をするなどして進めてはどうでしょうか。国等にまかせっきりにしては対応が後手に回ってしまいます。
(事務局)	今は直接の取組はありませんが、国とのやり取りなど、アンテナ

<p>(委員)</p>	<p>は高くしていきたいと考えます。</p> <p>ある話では、構造線には静岡から北信や松本に通るものもありますが、佐久方面にはないとのこと。このため、マニュアルは国・県・市単位では作っていないようです。浅間山もあるので災害へは何かしら対応しておくことが必要かと思われます。</p>
<p>(委員)</p>	<p>P11、第6節、7節について田以外の転換を検討するとの記載がある一方で、森林での再生可能エネルギーを促進するとしています。太陽光発電施設は増えており、転換が進むことで災害を発生させるおそれがある中で、この表現でも良いのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>農地・雑種地・森林にパネルが設置される状況があり、これを止める方法が無い状況です。このため、「無秩序な転換の抑制」や「適切な利用の促進」などの表現により、太陽光発電施設への無秩序な転換を抑えたい意図があります。</p>
<p>(委員)</p>	<p>個人の土地ということから自由に開発ができるという事もあります。どのような対応ができるのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>一定以上の面積であれば県のアセスメントによる規制がありますが、法令に対し適切に進めるのであれば開発できてしまいます。このため、雨水排水も含め、適正に設置するようにとしか言えない状況です。このような中、市の姿勢として自由に開発していいわけではないという内容を示している表現になります。また、地域と話をして理解をもらうこととなっています。</p>
<p>(委員)</p>	<p>風致地区とすることで、抑制を考えられる地域もあると思われます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>市街地での規制は難しく、風致も一概には難しい状況です。また、山林の伐採も要件が揃えばできてしまうので、地元と話してもらい理解を頂くこととなりますが、法による規制は難しい状況です。</p>
<p>(委員)</p>	<p>より良い開発を誘導できるような仕組みを作っていただきたい。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>雨水排水による指導等や伐採後の管理には事前の届け出を求めており、また、地元の理解を得られるように指導し、要綱の改正を行っています。ただし、太陽光パネル自体は建築基準法上の工作物には当たらないので、直接的な手がない状況であります。このため、規制のない中で最大限抑えるための表現とさせていただきます。</p>

(委員)	荒廃農地を農地以外に転換するとはどういう事でしょうか。
(事務局)	山林・里山としての活用を想定しています。しかし、農地以外に転換することは最終段階の検討であり、まずは無秩序な転換の抑制や再利用から進めたいと考えています。
(事務局)	今まで荒廃農地は再生するという表現のみであり、抜根の補助金もあまり使われていないようです。 山林の利用についても現時点では具体的にはなっていないことから、検討という表現にしています。ただし、荒廃農地としては、今までよりも一歩踏み出した表現になっています。
(委員)	市で地目を変えるようなことが可能ですか。
(事務局)	農地の地目を市で変えてしまうという事ではなく、農地を山林に変更するための手続について許可をするものであります。
(委員)	荒廃農地へ植樹を行うなどして山林とするならば良いですが、単に地目の書き換えだけでは逆効果になることが懸念されます。
(事務局)	あくまで前提は農地での利用であり保全を基本とし、どうしても再利用できない場合に農地以外として、森林や里山への転換を検討しています。
(委員)	里山とはどのようなものですか。
(事務局)	人の手が入っている山林であり、深い山と里との間です。
(委員)	自然のままにしておけば木が生え、そこから森林となってしまうと農地よりも税金がかからないため、そのままにしようと考えられてしまい、林地化が進んでしまうのではないのでしょうか。
(事務局)	荒廃農地には現状が山林化してしまっているものも実際にあると考えられます。しかし、山林にして良いとすれば逆に放置されてしまうこともあることから、今回の表現により使い道を模索しているところです。
(委員)	山林等の使い方のための補助を出すのでしょうか。
(事務局)	方向が出て来ればそのようなことも考えられます。
(委員)	山側は荒廃地化が進んでしまいます。
(委員)	田の跡地が荒れているところは多いように思われます。
(委員)	棚田の景色がいいので保全できると良いと思われます。
(委員)	農業をやるにも機械が使えないため、棚田では難しいでしょう。また、後継者もいないので大きな問題となります。
(事務局)	田の再生と野生鳥獣からの被害を抑制するための補助金もありますが、なかなか使われていません。

(2) その他

- ・次回全体会議の日程について連絡

4 閉 会